

## 情報法学入門第10回

### 2. 電気通信事業の責任

- (1) 秘密保護  
通信の秘密
- (2) 検問の禁止
- (3) 有害情報
  - ・ 違法な情報
  - ・ 違法でないが社会問題を引き起こす情報

#### ( ) 法的規制

プロバイダの規制

個人ページから有害な情報が発せられたとき、それを規制できるか？

アメリカ プロバイダは規制しない(責任を負わない)

シンガポール 規制する(責任を負う)

規制すると、私たちが自由にプロバイダを選べなくなる。また、プロバイダが加入者を厳選する可能性もある。

しかし、刑法の共犯、幫助の考えを適用すれば責任を負わすことができないわけでもない。

プロバイダが通信以外を行っていると規定すれば規制可能

その場合も問題がたくさん持ち上がる

電気通信事業法をどう扱うか？

#### ( ) 自主規制

の代わりに、プロバイダが自主規制するという方法がある。

幅広く対応することもできる

プロバイダが業界団体を作り、自主規制の基準を決めようとしている

ただし、約款が厳しくなることも

または、公序良俗条項の拡大解釈が引き起こされる

約款 企業の一方向的な意向によってつくられた契約書

映倫なども自主規制の例である。

## 情報社会の基本的人権

### これからの社会で最も基本的な権利

#### 情報発信権

##### 20世紀の通信

情報の発信側と受けて側がはっきり分かれていた  
(少数の企業や機関のみが発信できた)

##### 21世紀の通信(インターネット)

誰もが情報を発信できるようになった

#### 情報アクセス権

自分が欲しい情報を自分で探しに行き手に入れることができる権利

#### 憲法21条 表現の自由

